

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理を行っている。 番号法に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種に関する事務に使用する。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表126の項及び番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表第25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課保健予防係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3334
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認など、複数回にわたって確認を行うようにしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・ 事務取扱者への研修 ・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・ 保護責任者への研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	1③システムの名称	健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名管理システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2021/1/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/1/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用)	・番号法第9条第1項 別表126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	法改正及び見直しに伴う修正
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表126の項及び番号法第19条第8項に	事後	法改正及び見直しに伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事前	公表日の計数
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事前	公表日の計数